第68回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

・事業報告
「業務の適正を確保するための体制」
「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」

・連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

・計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

コンドーテック株式会社

当社は、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、招集通知の添付書類のうち、上記に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ（https://www.kondotec.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

【事業報告】

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しており、当社の業務の適正を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

この体制につきましては、内容を適宜見直したうえで、継続的な改定を図っております。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を行い、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

② 当社グループは、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、通報者に不利な取扱いを行うことを禁ずるとともに不正行為の早期発見と是正に努めております。

③ 内部監査部門（監査室）は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を内部監査することにしております。

④ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理することにしております。

また、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、当社グループのリスク管理体制の構築、維持、向上を図っております。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

（５）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導することにしております。

② 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社から事業の状況について定期的に報告を受けることにしております。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしております。

（７）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 職務遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとしております。

② 監査役の求めにより内部監査部門（監査室）を監査役補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。

また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査役の同意を得るものとし、人事考課については、監査役が行うことにしております。

（８）取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等は次の事項を監査役に報告することにしております。

（イ）会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その事実に関する事項

（ロ）法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合は、その事実に関する事項

（ハ）内部監査部門（監査室）の内部監査の結果

（ニ）内部通報

（９）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席しております。

② 監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。

③ 当社は、監査役が職務を執行するために独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を活用するための費用等の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することにしております。

（10）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために当社グループ各社は財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うことにしております。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

（１）内部統制システム全般の運用状況

当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況について、内部監査部門（監査室）が評価及び経営者への報告を行い、改善を進めております。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価も併せて、行っております。

（２）取締役会の状況

① 当社は、毎年１回、全取締役及び全監査役の自己評価による取締役会評価アンケートを実施しております。

そのアンケート結果について、取締役会にて審議及び検討し、改善を行うことにより、取締役会全体の実効性の確保及び質の向上を図っております。

② 社外取締役及び社外監査役で構成する「社外役員懇話会」を設け、社外役員同士の定期的な意見交換を行っております。

（３）コンプライアンスに関する取組み

① 当社及び主要な子会社は、内部通報制度において、すべての役職員等が通報によって不利益を被らないよう、社内規程の整備を行っております。

なお、当該内部通報制度の運用状況につきましては、取締役会にて報告を行っております。

② コンプライアンスに関する課題への対応策の立案、実施を目的に、コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社及び主要な子会社の重点管理方針を毎年定め、当該方針の周知を行っております。なお、その実施結果については、取締役会にて報告を行っております。

③ コンプライアンスの周知徹底を図るため、当社及び主要な子会社の各種社内研修において、コンプライアンスマニュアル等の説明等を実施いたしました。

（４）リスク管理体制の運用状況

コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社グループの新たなリスクの分析や自己評価を行い、その結果については、取締役会にて報告を行っております。

３．会社の支配に関する基本方針

（１）基本方針の内容

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

（２）基本方針の実現に資する取組み

①　当社の企業価値の源泉について

当社は、1947 年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。1957 年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第 1 号店を出店して以来、日本各地に販売拠点と工場を展開し、土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

（イ）お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点

（ロ）お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力

（ハ）お客様へ即納できるよう、全国の販売拠点で在庫を持ち、配送を行うクイックデリバリー体制

（ニ）お客様のニーズにお応えするための約４万点を超える豊富な取扱商材

②　企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、既存コア事業の一層の収益力強化に加え、事業環境の変化に対応すべく、今後成長が見込まれる分野への事業展開を進め、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

（イ）当社は、コア事業であります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドーブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。

（ロ）当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグ等の供給を通じて、環境や街路緑化、産業廃棄物処理、災害復旧関連事業などの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

（ハ）当社は、今後成長が見込まれる分野（海外、社会インフラの老朽化に伴う維持修繕工事、人手不足・働き方改革への対応に伴う省力化等）への事業展開を次のとおり実施しております。

2010年	LED照明等の環境、エコ関連分野への事業展開を目的に電設資材卸売業の三和電材株式会社を子会社化
2012年	アセアン諸国での事業拡大を目的にタイ国での現地法人設立
2014年	産業の自動化･省力化分野への事業展開を目的に省力化機器等の設計･製造を行う中央技研株式会社を子会社化
2016年	製品･サービス向上を目的に株式会社秋長製作所より「アルプス印の鉄滑車」の製造事業を譲受
2018年	付加価値の高い製品拡販を目的に「あと施工アンカーボルト」等の建築用金物製造販売業のエヌパット株式会社との業務資本提携
2019年	産業の自動化・省力化分野の強化を目的に株式会社メカトロエンジニアリングより「省力化、画像処理機器事業」を譲受
	社会インフラの老朽化に伴う維持修繕分野への事業展開を目的に仮設足場等の架払工事・レンタル事業を行うヒロセ興産株式会社（現：テックビルド株式会社）を子会社化
2020年	さらなる仮設足場等の架払工事の事業拡大を目的に同事業を行う東海ステップ株式会社を子会社化

今後も、当社は企業の買収及び資本・業務提携等を進め、さらなる事業展開を図ってまいります。

（ニ）当社は、すべての工場において主力製品であります建築用ターンバックル及びアンカーボルト等の JIS 表示許可並びに ISO9001 を取得し、高い生産技術に基づく高品質な製品の供給並びに新製品の開発力の向上に努めております。

また、品質及び開発力の向上に加え、滋賀工場及び関東工場において、環境マネジメントシステムである ISO14001 を認証取得するなど、環境保全に配慮した活動に努めております。

③　コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性を高め、監督機能の強化

を図る目的で、弁護士及び法科大学院教授である社外取締役２名を選任し、企業法務に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士及び公認会計士である社外監査役２名を含む３名の監査役により、専門的な知見を活かした客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様に利益の還元を行う方針であります。1995 年に株式上場してから 2019 年３月期までの 24 年間で業績の向上に応じて年間配当を 16 回増配いたしました。また、自己株式の取得も積極的に行っております。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

（３）基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2017 年 6 月 27 日開催の第 65 回定時株主総会において、有効期間を 2020 年 3 月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

① 本プラン導入の目的

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

② 本プランの概要

（イ）対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

（ⅰ）当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が 20%以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

（ロ）大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

（ハ）取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に

応じて、次の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間を取締役会評価期間として設定します。

(ⅰ) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ⅱ) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

(ニ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役2名及び社外監査役2名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

(ホ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(ヘ) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランを第65回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしましたが、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

④　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役２名及び社外監査役２名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤　合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥　デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を１年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（https://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/20170511news2.pdf）

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位 ： 千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	2,666,485	2,434,555	23,348,008	△ 410,910	28,038,137	199,454	△ 2,061
当期変動額							
剰余金の配当			△ 742,204		△ 742,204		
親会社株主に帰属する当期純利益			2,875,433		2,875,433		
自己株式の取得				△ 400,005	△ 400,005		
自己株式の処分			△ 4,088	52,669	48,581		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△ 53,776	2,839
当期変動額合計	－	－	2,129,140	△ 347,336	1,781,804	△ 53,776	2,839
当期末残高	2,666,485	2,434,555	25,477,148	△ 758,247	29,819,941	145,678	777

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△ 1,510,852	25,858	△ 41,363	△ 1,328,964	47,523	0	26,756,696
当期変動額							
剰余金の配当							△ 742,204
親会社株主に帰属する当期純利益							2,875,433
自己株式の取得							△ 400,005
自己株式の処分							48,581
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	△ 15,153	△ 68,608	△ 134,699	△ 16,342	△0	△ 151,041
当期変動額合計	－	△ 15,153	△ 68,608	△ 134,699	△ 16,342	△0	1,630,763
当期末残高	△ 1,510,852	10,704	△ 109,972	△ 1,463,663	31,181	0	28,387,460

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・・・5社

連結子会社の名称・・・・三和電材株式会社
KONDOTEC INTERNATIONAL(THAILAND) Co., Ltd.
中央技研株式会社
テックビルド株式会社
東海ステップ株式会社

上記のうち、東海ステップ株式会社については、当連結会計年度において全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

a.時価のあるもの ・・・ 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法による処理、売却原価は移動平均法により算定）

b.時価のないもの ・・・ 移動平均法による原価法

② たな卸資産

a.商　　品 ・・・ 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)
（一部商品については総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)）

b.製品・仕掛品 ・・・ 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

c.原　材　料 ・・・ 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

d.貯　蔵　品 ・・・ 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

② 無 形 固 定 資 産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。
また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（20 年）に基づく定額法を採用しております。
③ リ ー ス 資 産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
④ 長 期 前 払 費 用　　均等償却
⑤ 少 額 償 却 資 産　　均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
③ 株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
④ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社において役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
(追加情報)
前連結会計年度に連結の範囲に含めた連結子会社（テックビルド株式会社）において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、2019 年６月開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労引当金制度を廃止いたしました。
なお、これまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支給するものとして、固定負債の「その他」に計上しております。
また、当連結会計年度に連結の範囲に含めた連結子会社（東海ステップ株式会社）において、役員退職慰労引当金を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10～15年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生年度において一括処理しております。

執行役員については、執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る負債に含めて計上しております。

なお、一部の連結子会社につきましては、小規模企業等における簡便法を用いております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

表示方法の変更に関する注記事項

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「顧客関連資産」（前連結会計年度458,752千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

追加情報

（株式付与ＥＳＯＰ信託）

(1) 取引の概要

当社は、2017年12月14日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、2013年９月より導入しております従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「ＥＳＯＰ信託」という。）に対して、新たな対象期間を３年間（2018年１月１日から2020年12月31日まで）とするＥＳＯＰ信託の継続を決議し、期間延長の契約締結により再導入しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度39,504千円、39千株、当連結会計年度26,170千円、26千株であります。

（株式給付信託（ＢＢＴ））

(1) 取引の概要

当社は、2017 年６月 27 日開催の株主総会決議に基づき、2017 年８月 25 日より、当社の取締役及び当社の執行役員（社外取締役を除き、以下、あわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度 155,507 千円、145 千株、当連結会計年度 136,628 千円、128 千株であります。

連結貸借対照表に関する注記事項

１．有形固定資産の減価償却累計額　11,536,605 千円

２．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、2002 年 3 月 31 日に事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（1991 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2002 年 3 月 31 日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△949,143 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度の増加株式数	当連結会計年度の減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	27,257,000 株	－株	－株	27,257,000 株

２．新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　50,500株

３．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	350,677千円	13.0円	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月7日取締役会	普通株式	利益剰余金	391,526千円	14.5円	2019年9月30日	2019年11月26日

（注）上記配当金の総額には、従業員に対するインセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）が所有する当社株式に対する配当金及び取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式に対する配当金を含めております。

４．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日定時株主総会(予定)	普通株式	利益剰余金	386,116千円	14.5円	2020年3月31日	2020年6月25日

（注）上記配当金の総額には、従業員に対するインセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）が所有する当社株式に対する配当金及び取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式に対する配当金を含めております。

金融商品に関する注記事項

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設資材等の製造販売を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資金若しくは銀行借入で賄うことにしております。また、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出事業を展開していることから生じている外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、当社は為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、金融機関を含む取引先企業との円滑な取引継続に関連する株式であり市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんど１年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入事業に伴い生じている外貨建営業債務があり、為替変動リスクに晒されておりますが、当社は為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクを軽減する目的で、為替予約取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、次のとおりであります。

① ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…契約が成立した輸出入取引

② ヘッジ方針

外貨建営業債権債務の為替変動リスク軽減のため、輸出入取引契約が成立した実需のある取引のみ為替予約を利用しております。なお、当社グループは、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

③ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ取引時以降のヘッジ対象の相場の変動幅を基にして判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、「与信管理規程」に基づき、営業債権等について経理部審査課が定期的に取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び債権残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。主な連結子会社についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため契約不履行による信用リスクはほとんどありません。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権債務について、為替変動リスク軽減のため、輸出入取引契約が成立した実需のある取引のみ為替予約取引を利用してヘッジしております。

為替予約取引は、当社「海外営業部業務処理要領」に基づき、海外営業部が実行し、その管理は営業本部が毎月末海外営業部より契約残高の報告を求め、金融機関の残高通知書との確認を行っております。また、監査室及び経理部も適時内部監査等を実施し、リスク管理に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況及び取引関係を勘案して保有状況の検討を定期的に行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

年度事業計画に基づく資金繰管理と月々の取締役会への報告事項である資金繰実績及び３ヶ月資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持と把握に努め流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項

2020 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が乏しいもの及び時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) ２．参照)。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現 金 及 び 預 金	8,305,639	8,305,639	－
(2) 受取手形及び売掛金	13,207,644	13,207,644	－
(3) 電 子 記 録 債 権	1,695,792	1,695,792	－
(4) 投 資 有 価 証 券	257,753	257,753	－
資　産　計	23,466,829	23,466,829	－
(1) 支払手形及び買掛金	3,333,966	3,333,966	－
(2) 電 子 記 録 債 務	8,400,084	8,400,084	－
(3) 短 期 借 入 金	610,000	610,000	－
(4) 長 期 借 入 金	377,690	377,690	－
負　債　計	12,721,741	12,721,741	－
デリバティブ取引（※）	1,119	1,119	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については(　)で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は、決済期日までの期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

電子記録債権は、決済期日までの期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は、決済期日までの期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債務

電子記録債務は、決済期日までの期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金

短期借入金は、支払期日までの期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものについては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	84,254

１株当たり情報に関する注記事項

１株当たり純資産	1,071 円 09 銭
１株当たり当期純利益	107 円 46 銭

重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

その他の注記

有価証券に関する注記事項

その他有価証券

区　　分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株　　式	39,246 千円	249,678 千円	210,432 千円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株　　式	9,384 千円	8,074 千円	△1,309 千円
合　計	48,630 千円	257,753 千円	209,122 千円

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 84,254 千円）については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

退職給付に関する注記事項

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を併用しております。

確定給付企業年金制度（積立型）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度、あるいは、退職一時金制度（非積立型）を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,170,128 千円
勤務費用	235,092 千円
利息費用	6,089 千円
数理計算上の差異の発生額	405 千円
退職給付の支払額	△118,602 千円
新規連結に伴う増加額	35,380 千円
退職給付債務の期末残高	3,328,494 千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,191,565 千円
期待運用収益	30,329 千円
数理計算上の差異の発生額	△120,273 千円
事業主からの拠出額	509,740 千円
退職給付の支払額	△99,879 千円
年金資産の期末残高	2,511,482 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,219,113 千円
年金資産	△2,511,482 千円
	707,630 千円
非積立型制度の退職給付債務	109,380 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	817,011 千円

退職給付に係る負債	817,011 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	817,011 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	235,092 千円
利息費用	6,089 千円
期待運用収益	△30,329 千円
数理計算上の差異の費用処理額	21,961 千円
退職給付制度に係る退職給付費用	232,813 千円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△98,717 千円
合計	△98,717 千円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△158,233 千円
合計	△158,233 千円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	68%
株式	21%
その他	11%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.21%
長期期待運用収益率	1.5%
予想昇給率	2.3%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度 33,088 千円であります。

◎ 連結計算書類及び連結注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、１株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

【計算書類】

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位 ： 千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,666,485	2,434,555	216,694	217,944	7,610,000	14,122,741	22,167,380	△ 410,910	26,857,510
当期変動額									
剰余金の配当						△ 742,204	△ 742,204		△ 742,204
圧縮記帳積立金の取崩				△ 2,999		2,999	－		－
当期純利益						2,692,581	2,692,581		2,692,581
自己株式の取得								△ 400,005	△ 400,005
自己株式の処分						△ 4,088	△ 4,088	52,669	48,581
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	△ 2,999	－	1,949,288	1,946,289	△ 347,336	1,598,952
当期末残高	2,666,485	2,434,555	216,694	214,945	7,610,000	16,072,029	24,113,670	△ 758,247	28,456,463

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	197,491	△ 2,061	△ 1,510,852	△ 1,315,422	47,523	25,589,611
当期変動額						
剰余金の配当						△ 742,204
圧縮記帳積立金の取崩						－
当期純利益						2,692,581
自己株式の取得						△ 400,005
自己株式の処分						48,581
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 52,153	2,839	－	△ 49,313	△ 16,342	△ 65,656
当期変動額合計	△ 52,153	2,839	－	△ 49,313	△ 16,342	1,533,296
当期末残高	145,338	777	△ 1,510,852	△ 1,364,735	31,181	27,122,908

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記事項

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有 価 証 券

その他有価証券

① 時価のあるもの　・・・　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法による処理、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの　・・・　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 商　　品　・・・　移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)
（一部商品については総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)）

② 製品・仕掛品　・・・　総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

③ 原　材　料　・・・　移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

④ 貯　蔵　品　・・・　最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

２．重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 長 期 前 払 費 用　　均等償却

(5) 少 額 償 却 資 産　　均等償却

３．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生年度において一括処理しております。

執行役員については、執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金に含めて計上しております。

４．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

５．その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

追加情報

（株式付与ＥＳＯＰ信託）

(1) 取引の概要

当社は、2017 年 12 月 14 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、2013 年９月より導入しております従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「ＥＳＯＰ信託」という。）に対して、新たな対象期間を３年間（2018 年１月１日から 2020 年 12 月 31 日まで）とするＥＳＯＰ信託の継続を決議し、期間延長の契約締結により再導入しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度 39,504 千円、39 千株、当事業年度 26,170 千円、26 千株であります。

（株式給付信託（ＢＢＴ））

(1) 取引の概要

当社は、2017 年６月 27 日開催の株主総会決議に基づき、2017 年８月 25 日より、当社の取締役及び当社の執行役員（社外取締役を除き、以下、あわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度 155,507 千円、145 千株、当事業年度 136,628 千円、128 千株であります。

貸借対照表に関する注記事項

１．有形固定資産の減価償却累計額　10,052,317 千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	14,009 千円
短期金銭債務	39,574 千円

３．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、2002 年 3 月 31 日に事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（1991 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2002 年 3 月 31 日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△949,143 千円

４．取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	12,681 千円

損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	60,513 千円
仕入高	83,317 千円
その他	20,260 千円
営業取引以外の取引による取引高	
資産購入高	77,891 千円
その他	12,449 千円

株主資本等変動計算書に関する注記事項

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度の 増加株式数	当事業年度の 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	467,295 株	373,178 株	57,800 株	782,673 株

（注）１．普通株式の自己株式の増加株式数は、自己株式の取得による増加 373,000 株及び単元未満株式の買取りによる増加 178 株であります。

２．普通株式の自己株式の減少株式数は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）から当社従業員への交付による減少 13,400 株、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）から取締役等への交付による減少 17,700 株及びストック・オプションの行使による減少 26,700 株であります。

３．自己株式の当事業年度期末の株式数には、従業員に対するインセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）が所有する当社株式（26,300 株）及び取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式（128,100 株）を含めております。

税効果会計に関する注記事項

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	42,911 千円
賞与引当金	206,498 千円
退職給付引当金	118,076 千円
その他	103,796 千円
繰延税金資産小計	471,283 千円
評価性引当額	△12,397 千円
繰延税金資産合計	458,885 千円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	94,328 千円
その他有価証券評価差額金	63,781 千円
その他	341 千円
繰延税金負債合計	158,451 千円
繰延税金資産の純額	300,433 千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
住民税均等割等	1.3%
税額控除	△1.9%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%

関連当事者との取引に関する注記事項

該当事項においては重要性が乏しいため記載をしておりません。

１株当たり情報に関する注記事項

１株当たり純資産	1,023 円 32 銭
１株当たり当期純利益	100 円 63 銭

重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

◎ 計算書類及び個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、１株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。